

◆ 総勢121名の方の出席がありました。

土地もしくは建物の所有者を対象とした『第4回勉強会』に121名の方の出席がありました。



◆ 今後の予定について

今回開催しました第4回勉強会を踏まえ、土地もしくは建物の所有者全員の事業に対するご意見、ご質問等をお伺いしたいと考えており、国土交通省大和川河川事務所及び堺市等が個別に訪問等を行う予定にしておりますので、よろしくお願いいたします。

高規格堤防及びまちづくり（面整備）に関するご意見やご質問をお聞かせください。

高規格堤防及びまちづくり(面整備)について、疑問や不安な点がございましたら、以下の問い合わせ先まで、ご連絡ください。

【問い合わせ先】

高規格堤防に関する問い合わせ先

国土交通省 近畿地方整備局 大和川河川事務所 大和川下流出張所

電話 072-232-3431 FAX 072-232-3441

HP <http://www.kkr.mlit.go.jp/yamato/index.php>

まちづくり（面整備）に関する問い合わせ先

堺市 建設局 大和川線推進室

電話 072-228-8435 FAX 072-228-7868

HP <http://www.city.sakai.lg.jp/kurashi/doro/yamatogawasensuishin/index.html>

阪神高速大和川線に関する問い合わせ先

阪神高速道路(株) 建設事業本部 堺建設部 大和川線建設事務所

電話 072-226-4864 FAX 072-226-4602

HP <http://www.hanshin-exp.co.jp/drivers/index.html>

**高規格堤防及び
まちづくり（面整備）ニュース
第11号**

2013年5月
国土交通省近畿地方整備局
大和川河川事務所
堺市建設局
大和川線推進室

本号では、3月23日から31日にかけて開催しました、『高規格堤防及びまちづくり(面整備)について』の第4回勉強会の説明内容、皆さまからいただいた主な意見・質問等の内容や、今後の予定についてお知らせします。

◆ 第4回勉強会を開催し、国土交通省から下記の内容について説明しました。

1. 下流側から整備（下流側を先行して整備する理由を説明しました。）

洪水や地震等の災害に係る対応を考慮した結果、上流側より下流側の方が、被害が大きい。

下流側から整備していく

高規格堤防整備事業とまちづくり（面整備）は、一定の面（区域）で整備しなければ、効率的な実施が困難であり、事業期間が長くなる。

国の財政状況も踏まえ、事業期間の短縮や住民の負担軽減等を最大限考慮した結果、
①三宝校区、②錦西・錦綾校区の2つの区域に分けて順番に整備していく。

2. 事業展開について（概略全体事業スケジュールの素案を説明しました。）



事業区域	本格着手	概ね10年後	概ね20年後	概ね30年後
阪高用地 公共用地等		阪高用地、公共用地等 盛土・宅地整備		
第Ⅰ期事業区域 (下流区域)		物件等調査、移転補償説明、契約 盛土・宅地整備、住宅等建設・移転居住		
第Ⅱ期事業区域 (上流区域)			物件等調査、移転補償説明、契約 盛土・宅地整備、住宅等建設・移転居住	

※本スケジュールは、現時点での予定であり、今後、状況により変動する場合があります。

◆ 主な意見・質問とその回答

第4回勉強会でいただきました主なご意見・ご質問を以下に紹介します。

《事業スケジュールに関する意見・質問》

意見・質問等	回答
・事業の本格着手はいつごろか？	・土地区画整理事業の都市計画決定後、本格着手していきます。第Ⅰ期事業区域の本格着手は概ね3年後を目途とし、第Ⅱ期事業区域の本格着手については、第Ⅰ期事業区域が着手してから概ね10年後と考えています。
・今すぐ事業着手しても10年はかかるはず。それならば事業を止めるべきである。	・第Ⅰ期及び第Ⅱ期事業区域それぞれが完了するのは概ね20年後ですが、早期に一度移転で住宅再建が可能な場所を確保する計画で進めています。
・一人でも反対すれば事業全体が遅れるのか？	・合意形成に向けて早く都市計画決定できるよう説明・調整を実施したいと思っています。そのため、個別訪問等での意見聴取や勉強会等でいただいた皆様のご意見を踏まえ、皆様のご理解を得ることができるよう努めます。

《事業期間短縮要望等》

意見・質問等	回答
・事業着手から補償契約まで等の期間（約5年）が長すぎるのではないかと？	・物件調査については概ね1年必要であり、その結果を皆様に説明し、契約・支払いまでに概ね2～3年は必要と考えており、概ね5年必要と考えています。
・安全で魅力あるまちづくりを早急に実施してほしいと思っており、全て2度移転すれば、工期が短縮し、早く完成するはずではないかと？	・これまでの個別相談会等で、2度移転は仮住居等の期間が長期化し、皆様への負担が大きいとのご意見が多かったことから、より負担が少なくなるよう極力1度移転が可能な方法を本日お示しさせていただきました。移転手法については、今後、個別で皆様のご意向を伺わせていただき、柔軟な対応をします。
・Ⅱ期事業の完了が30年後なんてとんでもない話である。少しでも早く移転したいため1度移転が可能となる具体的な時期を教えてください。	・先行整備街区は、事業の本格着手までの間に概ね整備を終えることが可能です。そのため、先行整備街区への移転を希望された場合、補償物件調査等の期間を踏まえると、早ければ本格着手後約2～3年で移転可能となります。

《整備順序に関する意見・質問》

意見・質問等	回答
・パチンコ屋や大規模工場などから盛土を行うのではなく住宅地の整備から行うべきである。	・パチンコ屋等は単一の権利者であり、複数権利者がおられる区域とは手順が異なります。単一権利者は単独での合意形成となり、早期着手が可能ですが、複数権利者の場合は合意形成の手法が必要となり、時間を要します。複数権利者が居られる区域については、土地区画整理事業の手法を用いて事業を進めることに効果があると考えています。
・事業区域を2つに分ける理由を教えてください。	・第3回勉強会までは一度に事業化する予定でしたが、国の財政状況も踏まえ、事業期間の短縮や住民の負担軽減等を考慮し事業区域を2つに分けて事業化します。

《住宅再建に関する意見・質問》

意見・質問等	回答
・建築年数を加味した補償費では、同規模の家が建てられないのではないかと？	・公共事業の補償は損失補償基準に基づき、経過年数に応じた補償を行います。
・住民の意見がまとまれば、公営住宅の新規建設は可能かと？	・現在空いている公営住宅の斡旋を検討しており、新たに建設することは考えておりません。

《計画内容等に関する意見・質問》

意見・質問等	回答
・下流から先行着手するのはいいが、何故、下流側の方が洪水による氾濫区域が広いのか？感覚的には、上流側で堤防決壊した方が影響範囲が広いように思える。	・大和川の地形特性です。地形の関係から上流側が決壊してもある程度の水は下流に向けて流れますが、下流部は水が停滞することにより、洪水影響範囲が大きくなります。
・盛土後の地盤は大丈夫かと？	・盛土については十分な締固めを行うので大丈夫です。安心して生活再建できる宅地をお渡しします。

《その他の意見・質問》

意見・質問等	回答
・地区によって、土地区画整理事業は過去に1度終わっているのではないかと？	・過去に土地区画整理事業を実施した地区でも制度上再整備は可能です。当地区におきましては、皆様の負担を軽減するために、公共減歩ゼロで検討しています。
・事業着手が決まってから勉強会を開催すべきではないかと？	・土地区画整理事業の都市計画決定が事業の着手となります。そのため、都市計画決定に向けて、皆様と共に整備手順について検討していくために勉強会等を通じて皆様にお示しし、ご意見を伺うことが重要と考えております。
・今までの勉強会で頂いた資料に変更はないのか？	・資料の内容について変更はありません。ただ、事業展開や事業スケジュールについては、本日お示ししたものが最新であることにご注意ください。